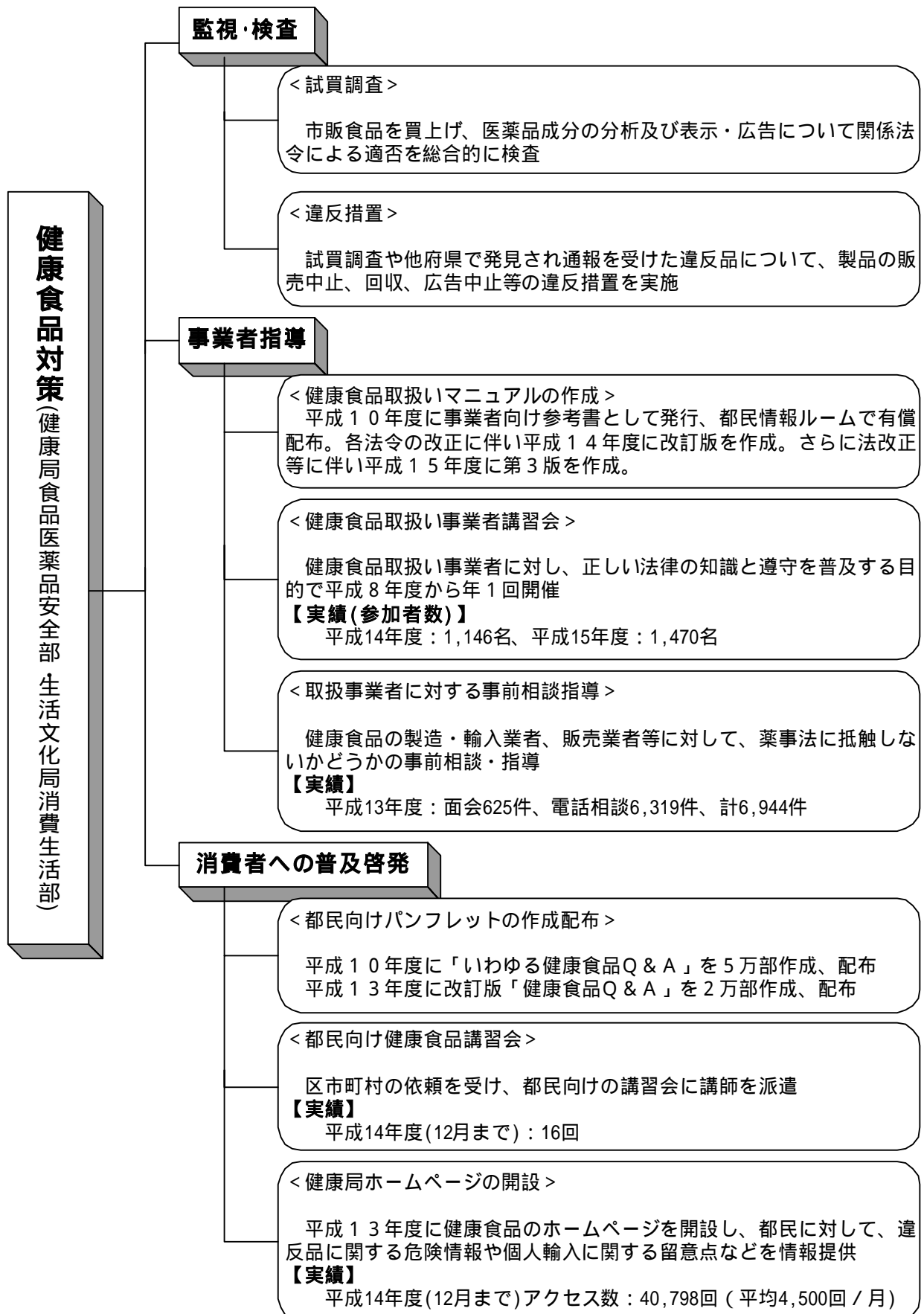


1 東京都の健康食品対策事業の概要



2 東京都の主な健康食品対策事業の実績等について

1 試買調査

市販食品を買上げ（1回80品目、年2回）医薬品のみを使用が認められた成分の含有の分析、製品表示・広告について関係法令による適否を総合的に検査し、違反品については、製品の回収や改善指導等、必要な措置を行い、都民への危害防止を図ってきた。

(1) 表示・広告違反の概要

年度	全体	薬事法	食品衛生法	健康増進法	景品表示法	特定商取引法
平成11年度	85.3%	38.2%	35.3%	47.1%	39.2%	44.4%
平成12年度	77.0%	46.6%	23.6%	50.8%	20.5%	50.8%
平成13年度	74.4%	59.1%	26.3%	41.1%	33.8%	30.0%
平成14年度	59.4%	27.1%	9.7%	52.7%	7.7%	2.1%
平成15年度	92.5%	52.8%	11.3%	74.1%	27.0%	0%
計	77.2%	45.2%	20.2%	53.2%	24.7%	32.1%

* 特定商取引法は、通信販売の広告が対象

注) 表示・広告違反の例

	違反内容
薬事法	効能効果を記載
食品衛生法	製造者名がない、名称が不適
健康増進法	栄養成分表示がない
景品表示法	外国の公的機関の証明（事実無根） 賞受賞（製造メーカーが勝手に作った賞）
特定商取引法	特権階級の食べ物

(2) 検査で薬事法違反となったものの概要

年度	試買品目数 (違反率%)	検出された医薬品成分	品目数	備考
平成11年度	102 (0.0%)		0	
平成12年度	161 (1.9%)	センナ葉 センナ葉、ダイオウ根茎	2 1	緩下作用 緩下作用
平成13年度	160 (5.0%)	クエン酸シルデナフィル センナ葉	2 6	勃起不全改善効果 緩下作用
平成14年度	155 (3.9%)	センナ葉	6	緩下作用
平成15年度	159 (7.5%)	センナ小葉、センナ果実 センナ小葉 センナ葉軸 プレドニゾロン カバカバ ナンバンゲ クエン酸シルデナフィル タダラフィル	1 2 2 1 1 1 3 1	緩下作用 緩下作用 緩下作用 抗炎症作用等 鎮静作用 利尿作用等 勃起不全改善効果 勃起不全改善効果
計	737 (3.3%)		29	

2 健康食品取扱い事業者講習会

健康食品取扱い事業者に対し、正しい法律の知識と遵守を普及する目的で平成8年度から年1回開催している。

【これまでの実績】

年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
参加人数	1,288	1,299	1,115	1,146	1,470

3 事業者からの相談

「健康食品」についての表示や広告に関する相談や問い合わせが各行政機関に数多く寄せられている。たとえば、薬事法に関する相談件数は次表のとおりである。

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
事前相談件数	7,106	7,770	6,944	6,452	7,584

なお、食品衛生法、健康増進法、JAS法などにおいても、同様の相談が寄せられていると推察できるが、「健康食品」としての集計はしていないため、具体的な数は不明である。

4 都民向けパンフレットの作成配布

平成10年度に「いわゆる健康食品Q&A」を5万部作成、配布した。平成13年度には2万部増刷した。

5 健康食品取扱いマニュアルの作成

平成10年度に事業者向け参考書として発行・有償頒布。各法令の改正に伴い平成14年度に改訂版、平成15年度に第3版を作成、薬事日報社から発行。

3 健康食品に関する先行調査結果

都では、広域流通食品や安全基準の定まっていない食品群等、現状の食品衛生法で直ちに違反食品として取り締まれない食品などを対象に、健康安全研究センター広域監視部で先行調査を実施している。

先行調査は、食品衛生法に定める食品や検査項目に限定せず、都民の関心が高い問題や食生活の多様化などにより新たに発生した食品衛生上の問題について、その実態を調査し、安全性の確認や新たな基準設定のための資料を蓄積することも踏まえ調査の計画実施をしている。

最近実施した「健康食品」関連の調査は次のとおりである。

13 年 度	<p>既存添加物等における有害物質の含有実態調査（継続）</p> <p>調査対象：既存添加物、健康食品素材、健康食品</p> <p>調査内容：食品素材として併用される既存添加物（トウガラシ色素、ムラサキイモ色素等）や市販の健康食品（プロポリス抽出物、レイシ抽出物等）について、残量農薬、重金属、ヒ素、残留溶媒等の汚染実態を調査した。</p> <p>調査結果：ヒメマツタケ抽出物から最高 4.3 $\mu\text{g} / \text{g}$ のカドミウムを検出したが、商品に表示される推奨摂取方法を参考に 1 日あたりの摂取量を試算すると直ちに健康被害が発生する量ではなかった。また、ラカンカ抽出物からは、総臭素最大 567 $\mu\text{g} / \text{g}$ を検出したが、他の農薬についての残留農薬は検出限界以下であった。</p> <p>他にはメタノールを検出したキダチアロエ抽出物や酢酸エチルを検出したプロポリス抽出物が発見された。</p>
	<p>ハーブを主原料とする輸入健康食品の流通及び衛生学的実態調査</p> <p>調査対象：輸入ハーブ</p> <p>調査内容：食経験の少ない植物（輸入ハーブ）について、含有する微量物質や原料に由来しない物質について食品衛生学的及び流通実態調査に加え、消費者及び営業者へのアンケートを実施した。</p> <p>調査結果：細菌、理化学、残留農薬検査について、直ちに健康影響を及ぼすような結果は得られなかったが、一部の製品から食中毒起因菌やカビ毒産生カビが検出された。</p> <p>また、アンケート調査から、消費者の情報源がテレビやラジオ、書籍などの媒体を利用するケースが多く、インターネットによる情報収集の機会は少ないことが判明した。</p>
14 年 度	<p>既存添加物等における有害物質の含有実態調査（継続）</p> <p>調査対象：既存添加物、健康食品素材、健康食品</p> <p>調査内容：前年度までに調査した健康食品素材のうち、追跡調査が必要であると判断されたものについて有害物質検出量等の確認調査を実施した（ヒメマツタケ抽出物、ラカンカ抽出物、キダチアロマ抽出物等）。</p> <p>調査結果：当該年度の調査では、食品衛生法における食品中の重金属の規制若しくは暫定基準を超えるものはなかった。また、一部の健康食品からは、残留有機溶媒を検出したが原因等が不明瞭な部分があり、関係機関との連携により改善等を指導して行く必要がある。</p>

15 年 度	ハーブを主原料とする輸入健康食品の流通及び衛生学的実態調査（継続）
	<p>調査対象：輸入ハーブ</p> <p>調査内容：消費者ニーズの高い欧州産ハーブ、近年注目されている中南米産ハーブについて、食品衛生学的及び流通実態調査に加え、薬事衛生部門と協働した医薬品様成分等の調査を実施し、輸入ハーブ等の実態把握に努めた。</p> <p>調査結果：7種のハーブについて、医薬品様成分の含量、植物鑑別等の調査を実施した結果、薬効の発現が懸念されるハーブが食品として流通していることが判明した（センナ茎の総センノシド、イチヨウ葉のギンコール酸及びテルペンラクトン、キャツクローのリンコフェリン、カモミールのアピゲニル及びピサボロール）。</p>
	通信販売食品の衛生学的実態調査
	<p>調査対象：健康食品（清涼飲料水、粉末食品、茶類）</p> <p>調査内容：インターネットで販売されているいわゆる「健康食品」について、画面上に示された情報を検索し、薬事法上の適否及び食品衛生法等に規定する表示に該当する情報が存在するかを確認するとともに、一部の通信販売食品を購入し衛生学的な検査をおこなった。</p> <p>調査結果：インターネット情報（広告）のうち、原材料表示は6割で表示されていたが、名称、製造者表示については2割未満という低い状況であった。</p> <p>また、買い上げによる表示を検査したところ、一般的に販売形態（店舗）による食品に比較し、食品添加物や製造者表示などについて、不適である商品が多く発見された。</p>
	ミネラル補給用健康食品の流通実態調査及び含有量調査
<p>調査対象：ミネラル補給用健康食品、乳児用調整粉乳、乾燥ビール酵母食品、粉末乾燥酵母</p> <p>調査内容：海外で健康被害報告のあるクロム、セレン並びに味覚異常との関連が指摘されている亜鉛について、ミネラル補給用健康食品等の含有量調査を行なうとともに、関係業者への安全意識調査等を行なった。</p> <p>調査結果：含有量表示のある製品はほぼ表示どおりであるが、製品記載の目安摂取量を算出したところ、ミネラルの許容上限摂取量を超える商品も発見された。</p>	